

深谷市公営企業告示第 3 6 号

市有財産（車両）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び深谷市契約規則（平成 2 4 年深谷市規則第 2 7 号）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 9 日

深谷市長 小 島 進

1 入札対象物件

物件番号	物件名称	種別 用途	初年度登録
車両 8 - 1	日産 バネット	普通・特殊	平成 1 4 年 7 月

2 予定価格

物件番号	物件名称	予定価格（円）
車両 8 - 1	日産 バネット	6 8 , 0 0 0 円

※予定価格とは、あらかじめ深谷市が定めた最低売却価格をいう。

3 入札手続き等

紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により行う。

4 入札参加資格

個人又は法人を問わず参加できるが、次のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号又は第2項各号に該当すると認められる者
- (3) 日本語を完全に理解できない者
- (4) 深谷市インターネット公有財産売却ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- (5) 公有財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格等を有していない者

5 入札参加申込

(1) 仮申込み

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に公有財産売却システムにより参加の仮申込みを行うこと。

令和8年9月9日（水）午後1時から

令和8年9月29日（火）午後2時まで

(2) 本申込み

仮申込みを完了した後、次に示す期間内に深谷市環境水道部企業経営課に参加申込書その他の必要書類を提出すること。

令和8年9月9日（水）午後1時から

令和8年9月29日（火）午後2時まで

ただし、深谷市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日を除く。また、郵送により提出する場合は、令和8年9月29日（火）までの消印があるものを有効とする。

6 入札保証金

深谷市契約規則第5条第1項により予定価格の100分の10以上納付すること。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有すると確認された者が、当該入札参加資格を有すると確認された日から一般競争入札が執行されるまでの間に、4の(1)から(5)までのいずれかに該当したときは、当該入札に参加することができない。

また、提出された入札参加申込書その他の必要書類に、虚偽の記載をしたことが明らかになったときにおいても、当該入札に参加することができない。

8 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札期間 令和8年10月13日(火)午後1時から
令和8年10月21日(水)午後1時まで
- (2) 開札日時 令和8年10月21日(水)午後1時から
- (3) 場所 公有財産売却システム上

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札資格の確認について虚偽の申請を行った者並びに入札説明書に示す無効な入札に該当する入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

開札後、予定価格以上で入札した者のうち、最高価格で入札した者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が2人以上あるときは、くじ引き(自動抽選)により落札者を決定する。

1 1 契約保証金

深谷市契約規則第 2 8 条及び第 2 9 条の規定による。

1 2 契約の締結

落札者は令和 8 年 1 0 月 2 7 日（火）午後 5 時までに契約を締結すること。

1 3 売買代金

市が発行する納入通知書により、令和 8 年 1 1 月 4 日（水）午後 2 時 3 0 分までに納付すること。

1 4 利用制限

落札した市有財産を利用するに当たって、次に掲げる用に供してはならない。

（１） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 1 3 項に規定する接客業務受託営業の用

（２） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（その団体の構成員等を含む。）の用

（３） その他公序良俗又は公共の福祉に反する用

1 5 その他

この公告に定めるもののほか、本市有財産売却に係る入札・契約手続きについては、深谷市契約規則、深谷市建設工事等競争入札執行要領及び深谷市インターネット公有財産売却ガイドラインの定めるところによる。

1 6 問合せ先

深谷市環境水道部企業経営課 電話 0 4 8 - 5 7 7 - 7 5 2 7